

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 2020年11月16日

【会社名】 株式会社FRONTEO

【英訳名】 FRONTEO, Inc.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 守本 正宏

【本店の所在の場所】 東京都港区港南二丁目12番23号

【電話番号】 03(5463)6344

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 上杉 知弘

【最寄りの連絡場所】 東京都港区港南二丁目12番23号

【電話番号】 03(5463)6344

【事務連絡者氏名】 取締役 管理本部長 上杉 知弘

【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当 799,933,800円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	1,044,300株	完全議決権株式であり、権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であります。 なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 本有価証券届出書による当社株式に係る募集(以下「本第三者割当増資」といいます。)は2020年11月16日(月)開催の取締役会決議によります。
2. 当社と割当予定先である株式会社フォーカスシステムズ(以下「フォーカスシステムズ」といいます。)は、2020年11月16日付で業務資本提携契約書を締結する予定です。また、当社と割当予定先である株式会社学研ホールディングス(以下「学研ホールディングス」といいます。)は、2020年11月16日付で業務資本提携契約書を締結する予定です。
3. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。  
名称：株式会社証券保管振替機構  
住所：東京都中央区日本橋茅場町二丁目1番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当			
その他の者に対する割当	1,044,300株	799,933,800円	399,966,900円
一般募集			
計(総発行株式)	1,044,300株	799,933,800円	399,966,900円

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。
2. 発行価額の総額は、会社法上の払込金額の総額であり、資本組入額の総額は会社法上の増加する資本金の額の総額であります。また、増加する資本準備金の額は399,966,900円です。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
766	383	100株	2020年 12月2日(水)		2020年 12月2日(水)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。
2. 発行価格は、本第三者割当増資に係る会社法上の払込金額であり、資本組入額は会社法上増加する資本金の額です。
3. 申込みの方法は、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに当社と割当予定先との間で総数引受契約を締結し、払込期日までに後記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとし、
4. 払込期日までに、割当予定先との間で総数引受契約を締結しない場合は、本第三者割当は行われないうこととなります。

## (3) 【申込取扱場所】

店名	所在地
株式会社FRONTEO 本社	東京都港区港南二丁目12番23号

## (4) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 品川駅前支店	東京都港区港南二丁目16番2号

## 3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

## 4 【新規発行による手取金の使途】

## (1) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
799,933,800円	8,000,000円	791,933,800円

(注) 1. 発行諸費用の概算額には、消費税等は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内容は、登記費用、弁護士費用、上場手数料及びその他の書類の作成費用等の合計額であります。

## (2) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定時期
精神疾患領域等 診断支援AIシステムの開発	791百万円	2020年12月～2023年3月

当社は、世界初の言語系AI医療機器としての承認を目指し、精神疾患領域等診断支援AIシステムの開発に取り組んでおり、2020年12月～2023年3月を支出予定時期として、これらの開発に資金を充当します。当初対応する疾患は認知症ですが、今後は認知症のみならず、統合失調症やうつ病、心血管疾患等の領域まで、対象疾患を拡大してまいります。

なお、当該システムは無形固定資産であるソフトウェアに計上予定です。開発の進捗に合わせて今回調達した資金を支出予定であり、基本的にはシステム開発ベンダーやCRO(Contract Research Organizationの略。医薬品開発業務受託機関)等の外部機関への支払いを想定しております。

## 第2 【売出要項】

該当事項はありません。

## 第3 【第三者割当の場合の特記事項】

## 1 【割当予定先の状況】

フォーカスシステムズ

## a. 割当予定先の概要

名称	株式会社フォーカスシステムズ
本店の所在地	東京都品川区東五反田二丁目7番8号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第44期(自2019年4月1日 至2020年3月31日) 2020年6月30日関東財務局長に提出 四半期報告書 第45期第1四半期(自2020年4月1日 至2020年6月30日) 2020年8月11日関東財務局長に提出 第45期第2四半期(自2020年7月1日 至2020年9月30日) 2020年11月13日関東財務局長に提出

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	900,000株
	割当予定先が保有している当社の株式の数	2,984,720株
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引等の関係	業務委託や販売取引等	

(注) 提出者と割当予定先との間の出資関係は、2020年9月30日現在の株主名簿によるものであります。

学研ホールディングス

## a. 割当予定先の概要

名称	株式会社学研ホールディングス
本店の所在地	東京都品川区西五反田二丁目11番8号
直近の有価証券報告書等の提出日	有価証券報告書 第74期(自2018年10月1日 至2019年9月30日) 2019年12月20日関東財務局長に提出 四半期報告書 第75期第1四半期(自2019年10月1日 至2019年12月31日) 2020年2月14日 関東財務局長に提出 第75期第2四半期(自2020年1月1日 至2020年3月31日) 2020年5月15日 関東財務局長に提出 第75期第3四半期(自2020年4月1日 至2020年6月30日) 2020年8月7日 関東財務局長に提出

## b. 提出者と割当予定先との間の関係

出資関係	当社が保有している割当予定先の株式の数	該当事項はありません。
	割当予定先が保有している当社の株式の数	該当事項はありません。
人事関係	該当事項はありません。	
資金関係	該当事項はありません。	
技術又は取引等の関係	該当事項はありません。	

(注) 提出者と割当予定先との間の出資関係は、2020年9月30日現在の株主名簿によるものであります。

### c. 割当予定先の選定理由

当社グループは「Bright Valueの実現～記録に埋もれたリスクとチャンスを見逃さないソリューションを提供し、情報社会のフェアネスを実現する～」という企業理念のもと、独自開発の人工知能(AI)エンジン「KIBIT(キビット)」及び「Concept Encoder(コンセプトエンコーダー)」を柱とする高度な情報解析技術を駆使し、創薬支援、診断支援、金融・人事・営業支援などさまざまなフィールドで、必要かつ適切な情報に出会えるフェアな世界の実現及び社会課題の解決に貢献しております。

コア事業であるライフサイエンスAI分野では、2020年9月に「認知症診断支援AIシステム」に関し、独立行政法人医薬品医療機器総合機構(PMDA)との準備面談を終了いたしました。これにより、PMDAと治験本相談の実施が可能となり、世界初の言語系AI医療機器としての承認・上市に向けて大きく前進いたしました。

今後、当社は、ライフサイエンスAIに関する以下のシステムの開発等を通じて、さらなる成長を目指してまいります。

#### (1) 精神疾患領域等診断支援AIシステム

当社は、2015年に、国立研究開発法人日本医療研究開発機構(以下「AMED」といいます。)が実施する未来医療を実現する医療機器・システム研究開発事業「ICTを活用した診療支援技術研究開発プロジェクト」に採択されました。その後4年に亘り、学校法人慶応義塾と協同で、認知症診断AIシステムの開発に取り組んでまいりました。取り組みの結果、AMEDの評価委員より10段階中『総合評価8.0点(大変優れている)』が通知されました。その後も積極的に推進し、前述のとおり、認知症診断AIシステムは、世界初の言語系AI医療機器を目指すべく着実に進展しております。

当社は、認知症診断AIシステムのコアとなっている当社の人工知能に関する技術は、患者と医師の会話で診断する疾患であれば、認知症以外の多くの精神疾患へも適用可能であると考えております。また、今後は精神疾患のみならず、心血管疾患等の領域まで、対象疾患を拡大してまいります。

#### (2) 看護記録/電子カルテ等に基づく各種リスクの予測AIシステム

当社は、2015年から、日々記録される看護記録や電子カルテの自由記述のテキストデータから入院患者の転倒・転落の予兆を人工知能が察知するシステムの開発に取り組んでまいりました。

言語に特化した当社の人工知能は、膨大な量の看護記録や電子カルテから判断を求められる業務との親和性が極めて高く、2019年には、入院患者の転倒・転落をAIで予測するシステム「Coroban®」を医療機関向けに発売開始しました。

今後は、転倒・転落において特に重要度の高い骨折リスクや、感染症リスク等を予測するシステム開発を進めてまいります。

前述のシステム開発等を推進するにあたり、当社では、資金調達の方法を多面的に検討しておりました。

そのような状況下において、当社は、既に取引のあったフォーカスシステムズ、及び学研ホールディングスとの間で、協議を重ねるなかで、割当予定先との関係強化及び業務提携の実効性を向上させるために、第三者割当増資による資金調達が最適であると判断し、両社との業務資本提携(以下「本業務資本提携」といいます。)を決定いたしました。各割当先の詳細及び選定理由は以下のとおりです。

#### フォーカスシステムズ

当社の大株主でもあるフォーカスシステムズは、公共・金融・通信制御・業務アプリケーション等を安定基盤としつつ、AI・RPA・IT・クラウド等先端技術にも積極的に取り組んでおり、“高度な信頼性”と“確かな安全性”、“多岐にわたる専門分野”を武器に、幅広い事業領域をカバーしております。持てる知見と技術を社会が求める高次元なレベルで兼ね備えていることから、デジタルトランスフォーメーションの進展とともに、さらなる価値創造を実現していく企業であると考えております。

当社の言語系AIと、フォーカスシステムズの画像系AIが組み合わせることにより、心血管疾患に関する発症予測、治療法の革新、発症後の患者動向の予測に関する統合的なシステム開発につながる可能性があります。これらを通じ、心血管疾患への事前対応、治療、発症後のケアを行い、対象疾患患者のQOL(クオリティ・オブ・ライフ：生活の質)向上を図り、さらに対象疾患を広げることで医療従事者の負担軽減など社会的問題の解決を目指します。

当社は、フォーカスシステムズとは医療事業への人工知能の活用に向けた共同研究等も行っておりましたが、これまでの関係に、ライフサイエンスを中心とする本業務資本提携が新たに加わることで、上記社会問題解決のためのAI/デジタルトランスフォーメーションの推進に寄与し、両社の成長と発展に寄与すると考えていることから、フォーカスシステムズを割当予定先として選定いたしました。

#### 学研ホールディングス

学研ホールディングスは、日本の教育分野を代表する企業であり、これまでに培った知見をもとに、現在は「教育」と「医療福祉」の2つの分野を中心として、お客様が主役のモノづくり、コトづくりを推進しております。

当社の言語系AIは、学研ホールディングスのコア事業である教育分野及び医療福祉分野と極めて高いシナジーがあります。学研ホールディングスのAI/デジタルトランスフォーメーション戦略に、当社AI技術を組み合わせ、主に以下のテーマで、業務資本提携を行う予定です。

- (1)虐待リスク防止、(2)転倒リスク予測、(3)認知症予測、(4)退職リスク防止、
- (5)小論文分析、(6)エントリーシート分析、(7)書籍レベル判定、(8)見守り記録分析、
- (9)研修後の日報分析、(10)その他両社間で取り決める事項

当社は、学研ホールディングスとの本業務資本提携による関係強化が、AI/デジタルトランスフォーメーションを通じた医療福祉分野/教育分野の各産業の拡大に繋がり、両社の成長と発展に寄与すると考えていることから、学研ホールディングスを割当予定先として選定いたしました。

なお、株式の希薄化による既存株主の皆様への影響等につきましては、後述「3 発行条件に関する事項 (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方」にも記載のとおり、本第三者割当による株式は短期的には株式市場へ流出しないと考えられるため、流通市場への影響は軽微であると考えております。

加えて、当社は、本業務資本提携により、医療、教育及び介護といった社会的問題の解決の実現に向け、割当予定先と協業で様々な取り組みを進めることが可能となります。これらの取り組みを通じて享受するメリットは当社の成長と発展に大きく寄与し、当社の企業価値向上に繋がり、ひいては既存株主の皆様への利益向上に資するものと考えております。

また、当社グループは、前連結会計年度において、借入基準年度又は前々連結会計年度末における純資産の75%を維持する財務制限条項に抵触している状況にありますが、本業務資本提携により純資産の増加に寄与する見込みであります。

#### d. 割り当てようとする株式の数

当社普通株式	1,044,300株
内訳 フォーカスシステムズ	652,700株
学研ホールディングス	391,600株

#### e. 株券等の保有方針

割当予定先であるフォーカスシステムズ及び学研ホールディングスは当社との間で、本第三者割当により取得する当社普通株式について、払込期日から原則として1年間、第三者に対して売却、譲渡等しないことについて合意しております。

なお、当社は割当予定先に対して、払込期日から2年以内に割当予定先が本第三者割当により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡した場合には、譲渡を受けた者の氏名又は名称及び譲渡株式数等の内容を直ちに当社へ書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所(以下「東京証券取引所」という。)に報告すること、並びに当該報告内容が公衆縦覧に供されることにつき、確約書を取得する予定です。

#### f. 払込みに要する資金等の状況

当社は、フォーカスシステムズが2020年11月13日に提出した第45期第2四半期報告書及び株式会社学研ホールディングスが2020年8月7日に提出した第75期第3四半期報告書における総資産、純資産、現金及び預金等の状況を確認した結果、同社らによる払込みに要する資金を十分有していることを確認しております。

#### g. 割当予定先の実態

割当予定先であるフォーカスシステムズ及び学研ホールディングスにつきましては、東京証券取引所第一部に上場し、その社会的信用性は高く、同社らが同取引所に提出したコーポレートガバナンス報告書(フォーカスシステムズ:最終更新日2020年7月1日、学研ホールディングス:最終更新日2019年12月27日)において、反社会的勢力及び団体とは決して関わりを持たず、不当な要求に対しては毅然とした態度で対応する考えを持っているこ

と、また、マニュアルの整備や研修を行い従業員に周知徹底を図るなど、その整備状況についても確認しております。したがって、各割当予定先のグループ及びその役員や従業員は、反社会的勢力等とは関係ないものと判断しております。

## 2 【株券等の譲渡制限】

割当予定先である株式会社フォーカスシステムズ及び学研ホールディングスは当社との間で、本第三者割当により取得する当社普通株式について、払込期日から原則として1年間、第三者に対して売却、譲渡しないことについて合意しております。

## 3 【発行条件に関する事項】

### (1) 発行価格の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

発行価格につきましては、本第三者割当増資に係る取締役会決議日の直前営業日(2020年11月13日)の東京証券取引所における当社普通株式の終値の807円をもとに、766円といたしました。当該発行価格は、直前取引日の終値807円に対して5.0%のディスカウント、直前取引日から1ヵ月遡った期間の終値平均値777円(円未満切捨。本項において以下同じです。)に対して1.4%(小数点以下第二位を四捨五入。本項において以下同じです。)のディスカウント、直前取引日から3ヵ月遡った期間の終値平均値778円に対して1.5%のディスカウント、直前取引日から6ヵ月遡った期間の終値平均値744円に対して3.0%のプレミアムとなります。

当該発行価格に関しては当社の直近の株価の動きを勘案し、割当予定先との協議の結果、直近の市場価格に基づくものが算定根拠として客観性が高く合理的であると判断し、割当予定先との間で合意したものです。さらに、本第三者割当にかかる取締役会決議日の直前営業日の終値807円からディスカウント率を5.0%とした経緯につきましては、本提携により割当予定先と当社で協業によりライフサイエンス企業としてのプレゼンスを高め、更なる成長を見込んでいること、払込期日までの相場変動の可能性、既存株主への株式の希薄化、並びに発行価格の影響度等を総合的に勘案したものです。

なお、当該発行価格766円は、日本証券業協会の「第三者割当増資の取扱いに関する指針」にも準拠しており、合理的であると判断しております。なお、本第三者割当増資にかかる取締役会に出席した当社監査役3名(うち、社外監査役3名)の全員から、取締役会における上記算定根拠による発行価格の決定は、当社株式の価値を表す客観的な値である市場価格を基準としており、上記指針も勘案して決定されていることから、割当予定先に対し特に有利な条件でなく、適法である旨の見解を得ております。

### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

今回の第三者割当増資による新株発行1,044,300株は、当社発行済株式総数38,163,562株に対して、2.74%(2020年9月30日時点の総議決権数381,390個に対する議決権数の割合は2.74%)であります。また、第三者割当による株式は短期的には株式市場に流出しないと考えられるため、流通市場への影響は軽微であると考えております。

今回予定している資金使途の効果及び割当予定先との業務資本提携による関係強化は、当社の企業価値向上、ひいては既存株主の皆様利益向上に資するものと考えており、本第三者割当増資による株式の希薄化は合理的な範囲であると判断しております。

## 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数(株)	総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)	割当後の所有株式数(株)	割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合(%)
守本 正宏	東京都港区	6,935,900	18.19	6,935,900	17.70
株式会社フォーカスシステムズ	東京都品川区東五反田2丁目7-8	2,984,720	7.83	3,637,420	9.28
池上 成朝	東京都港区	2,712,800	7.11	2,712,800	6.92
株式会社学研ホールディングス	東京都品川区西五反田二丁目11番8号	-	-	391,600	1.00
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人 株式会社三菱UFJ銀行)	PETERBOUGH COURT 133 FLEET STREET LONDON EC4A 2BB UNITED KINGDOM (東京都千代田区丸の内2丁目7-1)	345,924	0.91	345,924	0.88
株式会社SBI証券	東京都港区六本木1丁目6番1号	204,855	0.54	204,855	0.52
野村證券株式会社	東京都中央区日本橋1丁目9番1号	160,100	0.42	160,100	0.41
三共理化工業株式会社	東京都渋谷区代々木1丁目55-5	150,000	0.39	150,000	0.38
野村證券株式会社 (常任代理人 株式会社三井住友銀行)	東京都中央区日本橋1丁目9番1号 (東京都千代田区丸の内1丁目3番2号)	145,040	0.38	145,040	0.37
FRONTEO社員持株会	東京都港区港南2丁目12-23	141,500	0.37	141,500	0.36
計		13,780,839	36.13	14,825,139	37.84

(注) 1. 所有株式数及び総議決権数に対する所有議決権数の割合につきましては、2020年9月30日現在の株主名簿に基づき記載しております。

2. 総議決権数に対する所有議決権数の割合及び割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、小数点以下第三位を四捨五入して算出しております。

3. 割当後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、2020年9月30日現在の総議決権数381,390個に、本第三者割当により増加する議決権数10,443個を加算した、391,833個に対する割合であります。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4 【その他の記載事項】

該当事項はありません。

## 第二部 【公開買付けに関する情報】

該当事項はありません。

## 第三部 【追完情報】

### 1. 事業等のリスクについて

組込情報である有価証券報告書(第17期)及び四半期報告書(第18期第2四半期)(以下「有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本有価証券届出書提出日(2020年11月16日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について重要な変更その他の事由はありません。

なお、当該有価証券報告書等の記載には、将来に関する事項が記載されておりますが、当該事項は、本有価証券届出書提出日(2020年11月16日)現在においても変更の必要はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

### 2. 臨時報告書の提出について

組込情報である有価証券報告書(第18期)の提出日(2020年6月30日)以降、本有価証券届出書提出日(2020年11月16日)までの間において、下記の臨時報告書を提出しています。

(2020年7月1日提出の臨時報告書)

#### 1 提出理由

当社は、2020年6月29日の定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

#### (1) 株主総会が開催された年月日

2020年6月29日

#### (2) 決議事項の内容

##### 第1号議案 定款一部変更の件

当社及び当社のグループ会社の今後の事業展開、事業内容の多様化に対応するため、事業目的を追加する。

法令に定める監査役の数に欠くことになる場合に備え、補欠監査役に関する規定を新設し、補欠監査役の選任決議の有効期間を定めるとともに、補欠監査役が監査役に就任した場合の任期を明確にする。

##### 第2号議案 取締役7名選任の件

取締役として、守本正宏、池上成朝、武田秀樹、上杉知弘、山本麻理、舟橋 信、桐澤寛興の7名を選任する。

##### 第3号議案 監査役1名選任の件

監査役として、大久保圭を選任する。

##### 第4号議案 補欠監査役1名選任の件

補欠監査役として、岩井丈仁を選任する。

##### 第5号議案 ストックオプションとしての新株予約権発行の件

(3) 決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件並びに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果及び賛成 (反対)割合(%)
第1号議案 定款一部変更の件	199,413	4,676	8	(注)1	可決 97.64
第2号議案 取締役7名選任の件					
守本正宏	199,035	5,054	8		可決 97.45
池上成朝	198,932	5,157	8		可決 97.40
武田秀樹	199,100	4,989	8		可決 97.48
上杉知弘	199,067	5,022	8	(注)2	可決 97.47
山本麻理	198,633	5,456	8		可決 97.26
舟橋 信	198,896	5,193	8		可決 97.38
桐澤寛興	198,988	5,101	8		可決 97.43
第3号議案 監査役1名選任の件	199,175	4,913	8	(注)2	可決 97.52
第4号議案 補欠監査役1名選任の件	198,835	5,214	8	(注)2	可決 97.35
第5号議案 ストックオプションとして の新株予約権発行の件	196,759	7,330	8	(注)1	可決 96.34

(注) 1. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。

2. 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主のうち賛否に関して確認できたものを合計したことにより、決議事項の可決又は否決が明らかになったため、本総会当日出席の株主のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない議決権数は加算していません。

## 第四部 【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んでおります。

有価証券報告書	事業年度 (第17期)	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	2020年6月30日 関東財務局長に提出
四半期報告書	事業年度 (第18期 第2四半期)	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日	2020年11月16日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用して提出したデータを「開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について」(電子開示手続等ガイドライン)A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部 【特別情報】

### 第1 【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2020年6月29日

株式会社FRONTEO  
取締役会 御中

### 三優監査法人

東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 米 林 喜 一

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 増 田 涼 恵

#### <財務諸表監査>

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社FRONTEOの2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社FRONTEO及び連結子会社の2020年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

##### 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### < 内部統制監査 >

##### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社FRONTEOの2020年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社FRONTEOが2020年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

##### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

##### 内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

#### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2020年6月29日

株式会社FRONTEO  
取締役会 御中

### 三優監査法人

東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 米 林 喜 一

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 増 田 涼 恵

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社FRONTEOの2019年4月1日から2020年3月31日までの第17期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社FRONTEOの2020年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(有価証券報告書提出会社)が別途保管しております。
- 2 XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の四半期レビュー報告書

2020年11月16日

株式会社FRONTEO

取締役会 御中

三優監査法人  
東京事務所

指定社員

業務執行社員

公認会計士 米林 喜一

指定社員

業務執行社員

公認会計士 増田 涼恵

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社FRONTEOの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の第2四半期連結会計期間(2020年7月1日から2020年9月30日まで)及び第2四半期連結累計期間(2020年4月1日から2020年9月30日まで)に係る四半期連結財務諸表、すなわち、四半期連結貸借対照表、四半期連結損益計算書、四半期連結包括利益計算書、四半期連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について四半期レビューを行った。

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社FRONTEO及び連結子会社の2020年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する第2四半期連結累計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。四半期レビューの基準における当監査法人の責任は、「四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2020年11月16日開催の取締役会において、株式会社フォーカスシステムズ及び株式会社学研ホールディングスとの間でそれぞれ業務資本提携を行うこと並びに両社を割当予定先として第三者割当の方法による新株式の発行を行うことを決議し、同日に本業務資本提携に関する契約を締結している。

当該事項は当監査法人の結論に影響を及ぼすものではない。

### 四半期連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して四半期連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

四半期連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき四半期連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 四半期連結財務諸表の四半期レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した四半期レビューに基づいて、四半期レビュー報告書において独立の立場から四半期連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に従って、四半期レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続を実施する。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 継続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、四半期連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、四半期レビュー報告書において四半期連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する四半期連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、四半期連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、四半期レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 四半期連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期連結財務諸表の作成基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた四半期連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに四半期連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 四半期連結財務諸表に対する結論を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、四半期連結財務諸表の四半期レビューに関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した四半期レビューの範囲とその実施時期、四半期レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- (注) 1. 上記は四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(四半期報告書提出会社)が別途保管しております。
2. XBRLデータは四半期レビューの対象には含まれていません。